

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 6 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第39号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～32 [略]</p> <p>33 知事及び副知事の平成25年4月から平成26年3月までの間に支給されるべき給料は、第3条第1項の規定にかかわらず、知事にあつては月額1,054,000円、副知事にあつては月額864,000円とする。</p>	<p>附 則 1～32 [略]</p> <p>33 知事及び副知事の平成25年4月から<u>同年6月</u>までの間に支給されるべき給料は、第3条第1項の規定にかかわらず、知事にあつては月額1,054,000円、副知事にあつては月額864,000円とする。</p> <p>34 <u>知事及び副知事の平成25年7月から平成26年3月までの間に支給されるべき給料は、第3条第1項の規定にかかわらず、知事にあつては月額992,000円、副知事にあつては月額816,000円とする。</u></p> <p>35 <u>教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、人事委員会の委員、公安委員会の委員、労働委員会の委員及び収用委員会の委員の平成25年7月から平成26年3月までの間に支給されるべき給料又は報酬は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる額から当該額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。